沖縄県高等学校等奨学のための給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高等学校等に在学する低所得世帯の高校生等に対して、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、予算の定めるところにより沖縄県高等学校等奨学のための給付金(以下「給付金」という。)を支給するものとし、その支給については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1)「高等学校等」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成 22年法律第18号)(以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(特 別支援学校の高等部を除く。)及び高等学校等の専攻科(特別支援学校の 専攻科を除く)(「以下「専攻科」という。)をいう。
 - (2)「高校生等」とは次の一に該当する者をいう。
 - ①法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者(法第5条第1項に規定する支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。)
 - ②高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の支給対象となる者
 - ③高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)(以下「専攻科支援金」という。)の支給対象となる者

- ④国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専 攻科の生徒への修学支援)(以下「国立専攻科支援金」という。)の支 給対象となる者
- ⑤法第3条第2項第3号に該当する場合又は専攻科支援金交付要綱第3条1項第4号若しくは国立専攻科支援金交付要綱第3条第1項第4号に該当しない場合において、第10条における家計急変世帯と認められる者
- (3)「保護者等」とは、法第3条第2項第3号に規定する保護者等、専攻科支援金の交付要綱第3条第1項4号に定める者及び国立専攻科支援金の交付要綱第3条第1項4号に定める者をいう。
- (4)「生活保護受給世帯」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36 条の規定による生業扶助が措置されている世帯をいう。
- (5)「所得割非課税世帯」とは、申請の日の属する年度において、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯をいう。
- (6)「基準日」とは、当該年度の7月1日(7月2日以降に入学することが高等学校等の学則等に定められている場合は11月1日、11月2日以降に入学することが高等学校等の学則等に定められている場合は2月1日)とする。ただし、別表1の世帯区分4に限り、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあっては、申請のあった月の翌月(災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月)の1日とする。

(支給対象者)

- 第3条 給付金の支給対象者は、基準日において、次の各号すべてに該当す る高校生等の保護者等とする。
 - (1) 保護者等が沖縄県内に住所を有する者
 - (2) 生活保護受給世帯又は所得割非課税世帯の者
 - 2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する高校生等の保護者等は、その高校生等に係る給付金の支給を受けることができない。
 - (1) 高等学校等を卒業し、又は修了した者(専攻科に在学している者を除く。)
 - (2) 平成26年4月1日前から引き続き高等学校等に在学する者
 - (3) 基準日において休学している者。ただし、病気その他やむを得ない理由により休学し、休学の期間が短期間である場合はこの限りではない。
 - (4) 基準日において、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金

について(令和5年5月10日こ支家第47号)」による措置費等の支弁対象 となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施 設の高校生等を除く。)が措置されている者

- (5) 履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等に在学する者のうち、基準日において、当該年度に履修する単位の登録を行っていない者
- 3 第1項の規定に関わらず、次の一に該当する場合は、給付金の支給を受けることができない。
 - (1) 当該年度において、他の都道府県及び都道府県教育委員会から、高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月文部科学大臣決定)又は高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月文部科学大臣決定)に定められた給付金の支給等を受けている場合
 - (2) 第4条第2項及び第3項に定める支給回数の上限を超える者
 - (3) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることの確認ができない場合
 - (4) 第7条第1項の規定により支給決定を取り消され、同条第2項の規定 による返還の確認ができない場合

(給付金の支給額等)

- 第4条 給付金の支給額及び支給対象経費は、別表1に定めるところによる。
- 2 別表1の世帯区分1から3に係る給付金の支給は、1人の高校生等につき年1回、通算3回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回)、高等学校専攻科に通う生徒は通算2回(高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回)を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象となる者は、追加で1回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで)支給を受けることができる。
- 3 別表1の世帯区分4に係る給付金の支給は、当該災害等につき1回に限り、別表1の世帯区分2及び3の支給額に加算することができる。

(申請手続き)

- 第5条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年知事が定める期日までに次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。
 - (1) 高校生等奨学のための給付金受給申請書(様式1)

- (2) 債権者登録申請書
- (3) 振込み口座の写し(銀行名、支店名、フリガナ及び口座番号がわかるもの)
- (4) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 別表1の世帯区分1に係る高校生等の申請者は、前項第4号の書類に替 えて、当該世帯の基準日における生活保護法の規定による生業扶助(高等 学校等就学費)受給証明書(様式2)等を提出しなければならない。
- 3 別表1の世帯区分3に係る高校生等の申請者は、第1項の書類の他に、 基準日における扶養者の状況がわかる書類を提出しなければならない。
- 4 別表1の世帯区分4に係る高校生等の申請者は、第1項の書類の他に、 着用を義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服 の購入が必要であることが分かる書類(罹災証明書等)を提出しなければ ならない。ただし、給付金が支給される年度において第1項、第3項及び 第6項に規定する書類を既に提出していた場合は、これを省略することが できる。
- 5 第1項第4号の書類は、高校生等が沖縄県内の高等学校等に在学し、法 第4条又は法第17条に基づく高等学校等就学支援金の申請等で提出してい る当該年度の関係書類を利用することについて同意している場合は、これ を省略することができる。
- 6 高校生等が沖縄県外の高等学校等に在学している場合は、第1項から第 4項までの書類の他に、高等学校等在学証明書(様式3)を提出しなけれ ばならない。

(支給の決定)

第6条 知事は、申請者から前条に定める書類の提出があったときは、その 内容を審査の上、支給又は不支給について決定し、その旨を申請者に通知 しなければならない。

(支給決定の取消し)

- 第7条 知事は、第6条の規定による支給の決定を受けた者が、次の各号の いずれかに該当すると認める場合は、支給の決定を取り消すものとする。
 - (1) 給付金の支給を辞退したとき
 - (2) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき
 - (3) 給付金の支給の目的に反して給付金を使用したとき
- 2 前項の規定により支給の決定を取り消された者は、既に給付金が支給さ

れているときは、支給された給付金の全部又は一部を返還しなければならい。

3 前項の規定により給付金を返還する者は、給付金が支給された日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(給付金の代理受領等)

第8条 給付金の支給の決定を受ける保護者等は、高校生等が在学する高等 学校等の長が保護者等に代わって給付金の一部又は全部を受領し、当該保 護者等が授業料以外に負担する教育費に充てること(以下「給付金の代理 受領等」という。)を、委任状(様式7)により当該高等学校等の長に委任 することができる。

(新入生に対する一部給付の早期化(前倒し給付)について)

- 第9条 第3条に関わらず、新入生に対しては、申請日の属する年度の前年度の課税証明書等に基づき、4月~6月に相当する額を給付することができる。(別表1の世帯区分4に係る支給額を除く。)
- 2 前号により給付を受けた者の7月~翌年3月分にかかる給付については、 当該年度の課税証明書等に基づき判定した給付額(年額)から4月~6月 分相当額を差し引いた額とする。

(家計急変世帯への支援について)

第10条 家計急変による経済的理由から、所得割非課税世帯に相当すると認められる者について支給対象とする。

(提出先)

第11条 申請者は、この要綱に基づき知事に書類を提出する場合には、高校 生等が在学する高等学校等に提出するものとする。ただし、第5条第6項 の規定による申請者は、国公立の高等学校等に在学する場合には沖縄県教 育庁教育支援課、私立の高等学校等に在学する場合は沖縄県総務部総務私 学課に提出するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成26年7月1日から施行し、平成26年度予算から適用す

る。

附則

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行し、平成27年度予算から適用する。

附則

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行し、平成28年度予算から適用する。

附則

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行し、平成29年度予算から適用する。

附則

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行し、平成30年度予算から適用する。

附則

1 この要綱は、令和元年6月3日から施行し、平成31年度予算(令和元年 度)予算から適用する。

附則

1 この要綱は、令和2年5月14日から施行し、令和2年度予算から適用する。

附則

1 この要綱は、令和2年6月25日から施行し、令和2年度予算から適用する。

附則

1 この要綱は、令和3年2月10日から施行し、令和2年度予算から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算から適用する。

附則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算から適用す

る。

附則

1 この要綱は、令和5年4月3日から施行し、令和5年度予算から適用する。

附則

1 この要綱は、令和6年1月22日から施行し、令和5年度予算から適用する。

附則

1 この要綱は、令和6年2月27日から施行し、令和5年度予算から適用する。ただし、別表1の世帯区分4の加算に係る規定は、令和6年1月1日 以降に発生した災害等による加算から適用する。

別表 1

世帯区分	支給額			支給対象経費
1 生活保護受給世帯に 扶養されている高校生 等	高等学校等に通う高校生 等1人当たり	国公立	32, 300円	授業料以外の教育に必要な経費
		私立	52,600円	
2 所得割非課税世帯に 扶養されている高校生等 (1、3の場合は除く)	通信制以外の高等学校等 に通う高校生等1人当た り	国公立	117, 100円	
		私立	137, 600円	
	通信制の高等学校等及び 専攻科に通う高校生等 1 人当たり	国公立	50, 500円	
		私立	52, 100円	
3 所得さで2 2 2 2 2 3 3 1 2 3 3 1 2 3 3 3 1 3 3 3 3	通信制以外の高等学校等	国公立	143, 700円	
		私立	152, 000円	
4 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要な高校生等	高等学校等に通う高校生 等1人当たり	国公立	64, 800円	
		私立	81,000円	

※ 通信制の高等学校等に通う高校生等又は高等学校等若しくは中等教育学校の後期課程の専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は、全て世帯区分2の単価を用い、通信制以外の高等学校等に通う高校生等は、全て世帯区分3の単価を用いる